

臨時評議員会議事録

評議員会の決議があったものとみなされた日 令和2年3月25日

評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 代表理事 麻生益直

議事録の作成に係る職務を行った理事 専務理事 加藤寛章

議決権を行使することができる評議員の数 65名

議決権を行使することができる評議員の議決権の数 65個

議案1 NPO法人大分県武術太極拳連盟の加盟申請について

議長は、NPO法人大分県武術太極拳連盟の加盟を認めたい旨を評議員全員に諮ったところ、全員一致をもって異議なく可決した。

議案2 定款及び各種規程等の変更について

議長は、(1) 定款第1条及び第2条、(2) 評議員会規程第1条、(3) 評議員及び役員等候補選出規則第1条、(4) 役員等推薦委員会規則第1条、(5) 理事、監事に対する報酬等支給基準規程第1条・第4条2項・第7条3項・第11条を下記のとおり変更したい旨、並びにその施行を令和2年4月1日からとしたい旨を評議員全員に諮ったところ、全員一致をもって異議なく可決した。

(1) 定款

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人大分県スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分市青葉町1番地に置く。

(2) 評議員会規程

(目的)

第1条 公益財団法人大分県スポーツ協会（以下、「本会」という。）の評議員会に関する事項は、法令または本会定款に定めるものとする。

(3) 評議員及び役員等候補選出規則

(目的)

第1条 公益財団法人大分県スポーツ協会（以下、「本会」という。）の評議員及び役員等（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選出に関する事項は、法令または本会定款に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(4) 役員等推薦委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人大分県スポーツ協会（以下「本会」という。）の定款第25条第1項及び第27条に規定する役員の選任及び解任に関し、必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(5) 公益財団法人大分県スポーツ協会 理事、監事に対する報酬等支給基準規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県スポーツ協会（以下「本財団」という。）定款第30条の規定に基づき、理事及び監事の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定例報酬の額の決定)

第4条2項 各々の理事の報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(退職慰労金)

第7条3項 各々の理事の退職慰労金は、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

令和2年3月19日、理事（麻生益直）が評議員の全員に対して上記評議員会の決議の目的である事項について提案し、当該提案につき、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び評議員会規程第4条に基づき、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、評議員会の決議の省略を行ったので、評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項及び同法施行規則第60条第4項に基づき本議事録を作成する。

令和 2 年 3 月 25 日

公益財団法人大分県体育協会

議事録作成理事 加藤寛章